

## 第 8 章 教育組織及び運営組織

第 35 条 本大学院における授業及び研究指導は、大学院教員資格を有する本学の教授及び准教授が担当する。ただし、特別の事情があるときは、本学以外の教授、准教授又は講師をもって充てることがある。なお、保健衛生学分野及び薬学分野の専攻については別に定める。

第 36 条 各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、各研究科の講義を担当する本学の専任の教授をもって組織する。

3 研究科委員会は、各研究科の研究及び教授に関する事項、学位に関する事項その他研究科に関する重要な事項を審議する。

4 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第 37 条 本大学院に大学院委員会を置く。

2 大学院委員会は、各研究科委員会において選出された若干の教授をもって組織する。

3 大学院委員会は、大学院の運営その他研究科に共通する重要な事項を審議する。

4 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

第 38 条 大学院の学務は、学長が統轄し、研究科の学務は、各研究科長が管掌する。